

佐賀大学短期海外研修プログラム（SUSAP）参加助成給付要領

平成 26年 4月 30日

国際交流推進センター運営委員会承認

1 趣旨

佐賀大学短期海外研修プログラム（Saga University Study Abroad Program, 以下「SUSAP」という。）参加助成は、佐賀大学（以下「本学」という。）の国際交流推進センターが企画・実施する海外の大学等への研修プログラム（以下「プログラム」という。）に参加する学生に対し支援を行うことにより、国際的な視野を持ち、コミュニケーション能力・異文化適応能力を備えた国際社会で活躍する人材の育成を図るとともに、本学の教育・研究の国際化を促進することを目的とする。

2 支援の対象

- (1) 国際交流推進センターが企画・実施する全学の学生を対象としたプログラムに参加する学生。
- (2) その他学長が必要と認める海外研修に参加する学生。

3 支援の内容

- (1) 助成金（渡航費、授業料等の一部助成） 100,000円（上限）
- (2) プログラムに参加する学生の支援は、原則として事業年度ごとに1人につき1回限りとする。

4 支援を受ける学生の資格

本助成金を受給する学生は、本学の学部又は大学院の正規課程（鹿児島大学大学院連合農学研究科を含む。）に在籍する学生とする。

5 申請手続・提出期限

プログラムごとに指定された申請書類を定められた期日までに提出する。

6 審査及び結果の通知

「佐賀大学短期海外研修派遣候補者選考基準」に基づき、選考されたSUSAP派遣候補者より国際交流推進センター学生交流部門が支援対象者を選定し、同センター長が決定する。審査結果は所属学部・研究科を経て本人に通知する。

7 助成金の支給方法

助成金の支給は、選考による決定を受けて、参加者名義の預金口座に送金する。又は、佐賀大学が授業料や航空運賃等の必要と認められる経費を関係機関に直接支払うことにより助成する。

8 異動及び計画変更の届け出

受給者が次のいずれかに該当するときは、国際交流推進センターに速やかに届け出なければならない。

- (1) 海外研修を中止・中断・休止しようとするとき。
- (2) 学籍身分（退学・転学・停学等）に変更があったとき。
- (3) 住所、氏名、連絡先等の重要な事項に変更があったとき。

9 助成金の返還

助成金を受給した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した助成金の全額又は一部を返還するものとする。ただし、渡航中の疾病等により止むを得ないと認められる場合はこの限りでない。

- (1) プログラムの実施を中止・中断・休止したとき。
- (2) 参加予定者が研修の参加を中止・中断・休止したとき。
- (3) 期日までに報告書が提出されない場合